広島県告示第千百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、令和五年十一月二日までの間、縦覧に供する。

令和五年十月十九日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

一　道路の種類

一般国道

二　路線名

四八七号

三　道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
呉市音戸町早瀬三丁目六二三五番三地先から 呉市音戸町早瀬三丁目六二三五番三地先まで	旧	二八・七〇～三九・七〇	一四・二〇	
	新	二九・五〇～四三・七〇	一四・二〇	拡幅 県道音戸倉橋線と重複

一　道路の種類

県道

二　路線名

音戸倉橋線

三　道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
呉市音戸町早瀬三丁目六二三五番三地先から 呉市音戸町早瀬三丁目六二三五番三地先まで	旧	二八・七〇～三九・七〇	一四・二〇	
	新	二九・五〇～四三・七〇	一四・二〇	拡幅 一般国道四八七号と重複